

## 通 知 書

平成28年3月8日に開催した、淡路市教育特区学校審議会において貴社が運営する学校の運営状況の評価などに関する事項並びに学校教育法施行令第27条の2第1項第1号に基づくAIE国際高等学校の学則を変更することについて答申書を受理しました。

答申書の結果、運営状況の評価並びに学則を変更することについて適正であると認めたので、構造改革特別区域第12条第6項の規定に基づき通知します。

平成28年3月31日

株式会社エーアイイー 様

淡路市長 門 康彦